

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱

平成 31 年 3 月 20 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小企業等が抱える高度かつ専門知識を必要とする問題（新製品開発、新技術開発、試作設計、試作開発等をいう。）に対して、特定分野の専門家である板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ（以下「ソリューションスタッフ」という。）を派遣することにより、技術、人材等の諸問題の解決を図り、もって中小企業等の意欲的な取組を支援し、地域産業の発展及び成長を促進することを目的とする。

(ソリューションスタッフの登録及び更新)

第 2 条 中小企業等に派遣するソリューションスタッフは、次に掲げるいずれかの登録基準に該当し、及び板橋区（以下「区」という。）に登録された者とする。

- (1) ものづくりの技術開発に関するノウハウを持つ者
 - (2) 中小企業等の支援に対するノウハウを持つ者
 - (3) 前各号に掲げる者と同等以上の学識又は実務経験を有すると認められる者
- 2 前項に規定する登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録申込書（別記第 1 号様式）を板橋区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、その結果を板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 登録の有効期間は、区に登録された日の属する年度の翌年度の末日までとし、更新を妨げない。
- 5 前項の更新を希望する者は、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録更新申請書（別記第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。
- 6 区長は、前項に規定する更新の申請があった場合、実績等により更新の適否について審査を行い、その結果を板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録更新決定通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

(ソリューションスタッフの守秘義務及び宣誓)

第 3 条 ソリューションスタッフは、中小企業等に対する支援を行う上で知り得た当該中小企業の秘密を厳守し、及びこれを自己の利益のために利用してはならない。

- 2 前条第 3 項の規定により、区に登録されたソリューションスタッフは宣誓書（別記第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。

(ソリューションスタッフの登録変更、辞退及び取消)

第4条 ソリューションスタッフは、登録されている内容に変更があった場合は、速やかに板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録変更届（別記第6号様式）を区長に提出するものとし、区長は、その内容を確認し、登録の内容を変更するものとする。

2 ソリューションスタッフは、登録を辞退する場合、速やかに板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録辞退届（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、ソリューションスタッフが、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
- (2) 前条第1項の規定に違反した場合
- (3) その他中小企業等に対する支援等を行うことが適当でないと思えられる場合

(支援対象者)

第5条 ソリューションスタッフが支援を行う対象者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、区長がソリューションスタッフの派遣支援（以下「支援」という。）を必要と判断した者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者のうち、区の区域内（以下「区内」という。）に事業所を置く者（以下「区内企業者」という。）
- (2) 構成員の3分の2以上が区内企業者であり、会則等を備えるとともに自主的な活動を行っている団体
- (3) 区内に事業所を置くことを予定し、及び創業の準備をしている個人

(派遣申請)

第6条 支援を希望する支援対象者は、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣申込書（別記第8号様式）により、区長に申請しなければならない。

(派遣決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに派遣の適否について決定し、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣決定通知書（別記第9号様式）により支援対象者に通知しなければならない。

(申請内容の取下げ等)

第8条 前条の規定により派遣の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）が、派遣の決定を辞退するときは、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣支援取下届（別記第10号様式）を区長に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。

2 区長は、前項に規定する届け出があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣支援取下決定通知書（別記第11号様式）により支援決定者に通知するものとする。

(派遣回数及び時間)

第9条 支援決定者に対するソリューションスタッフの派遣は、1事業につき年間10回以内とする。

2 区長が特に必要と認めた場合は、支援決定者の希望により、複数のソリューションスタッフを派遣することができるものとする。この場合において、派遣の回数の数え方は、ソリューションスタッフ1人について1回とする。

3 派遣1回当たりの相談時間は、原則として4時間以内とする。この場合において、ソリューションスタッフの派遣場所までの往復の移動時間は含まないものとする。

(実施報告)

第10条 ソリューションスタッフは、支援の終了後速やかに板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実績報告書(別記第12号様式)により、区長へ報告しなければならない。

(派遣費用)

第11条 区長は、前条に規定する実績報告に基づき、支援の履行確認を行い、速やかにソリューションスタッフに対し謝礼を支払うものとする。

2 ソリューションスタッフへの謝礼は、1回当たり19,000円とし、全額を区が負担する。この場合において、ソリューションスタッフの区内への派遣に伴う旅費は謝礼に含むものとする。

3 ソリューションスタッフの区の区域外への派遣に伴う旅費については、実費相当額を支援決定者が負担するものとする。

(成果の帰属)

第12条 本事業によって得られたすべての成果物に係る権利は、原則として、支援決定者に帰属するものとし、ソリューションスタッフは、これを行使することができない。

(責任範囲)

第13条 本事業はソリューションスタッフによる助言行為にとどまり、その助言を採用するか否かは支援決定者の判断によるものとし、その結果について区及びソリューションスタッフは責を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフの登録について、下記のとおり登録すること（登録しないこと）を決定したので、通知します。

記

1 登録する

(1) 登録番号

(2) 登録期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 登録しない

理由

第3号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 (〒)

氏 名

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録更新申請書

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第2条第5項の規定に基づき、次の項目に同意の上、ソリューションスタッフ登録の更新を申請いたします。

記

- 1 ソリューションスタッフの活動は、板橋区および派遣依頼企業等から支払われる所定の謝金で行う活動であることを了解し、別に報酬を要求しません。
- 2 登録の際に宣誓した宣誓書の内容について、引き続きこれを遵守します。
- 3 ソリューションスタッフの活動に際しては、板橋区の指示するところにより活動します。
- 4 活動に際しては、派遣依頼企業等の発展に資するよう留意し、最善の努力を尽くします。
- 5 ソリューションスタッフを辞退する際には、事前に書面にてその旨を届け出ます。
- 6 その他実施要綱等の内容を十分理解し、定められた方法に従って活動します。

第4号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフの登録の更新について、下記のとおり登録すること（登録しないこと）を決定したので、通知します。

記

1 登録する

(1) 登録番号

(2) 現行登録期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 更新登録期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 登録しない

理由

(宛先) 板橋区長

住 所 (〒)

氏 名

宣 誓 書

私は、板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフとして活動するにあたり、ソリューションスタッフ派遣事業の実施に係る秘密の保持に関し、次の項目を遵守し、信義に基づき誠実にその職務を遂行することを宣誓します。

記

- 1 ソリューションスタッフ派遣事業の実施に伴い知り得た次に掲げる事項に関し、これを漏洩し、または盗用しません。
 - (1) 派遣依頼企業等に関する事項
 - (2) 板橋区及び他のソリューションスタッフに関する事項

ただし、次に掲げる情報は秘密事項に含まれないものとします。

- ①宣誓時に既に公知であった情報
 - ②ソリューションスタッフの活動に際して、既に公知であった情報
 - ③派遣依頼企業等が公開を同意した範囲の情報
 - ④本宣誓後に、私の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
 - ⑤本宣誓後に、適法に開示された派遣依頼企業等に関する情報
- 2 第1の規定に違反して、派遣依頼企業等、板橋区、他のソリューションスタッフが損害を被ったときは、その損害を賠償する責を負います。
- 3 本宣誓の内容は、ソリューションスタッフの登録が取り消された後も、効力を有するものとします。

第6号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 (〒)

氏 名

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録変更届

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第4条1項の規定に基づき、申請内容に変更があったので、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

第7号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 (〒)

氏 名

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ登録辞退届

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、登録を辞退するので、届け出ます。

記

辞退理由

(宛先) 板橋区長

住所 (〒)

企業名

代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣申込書

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき、ソリューションスタッフの派遣を受けたいので、申請します。

記

1 依頼分野 (複数可)

- ①技術開発・改善 ②試作設計 ③試作開発 ④製品企画・デザイン ⑤IT活用
- ⑥販路開拓・マーケティング ⑦人材育成 ⑧その他 ()

2 希望派遣回数

_____回

3 連絡先

住所			
電話		FAX	
E-mail		担当者名	

4 事業概要等

(1) 業種 (標準産業分類)

(2) 事業内容・主要製品等

(3) 企業の概況

設立：西暦 _____ 年 / 資本金： _____ 千円

従業員数： _____ 名 / 直近売上高： (概算) _____ 千円

5 具体的な相談内容

【背景】
【課題】

6 誓約事項

ソリューションスタッフのアドバイスは申請者の意思決定に対する助言であることを了承の上、最終的判断・行動等は自己責任において行います。

第9号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣決定通知書

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第7条の規定に基づき、ソリューションスタッフの派遣を決定したので、通知します。

記

1 派遣ソリューションスタッフ

2 予定派遣回数

_____回

第 10 号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 (〒)

氏 名

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣支援取下届

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、ソリューションスタッフの派遣支援を取り下げるので、届け出ます。

記

辞退理由

第 11 号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣支援取下決定通知書

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、ソリューションスタッフの派遣支援を取り下げたので、通知します。

記

取下理由

(宛先) 板橋区長

住 所 (〒)

氏 名

板橋区ものづくり企業ソリューションスタッフ派遣事業実績報告書

記

1 支援対象者

(1) 派遣依頼企業名

(2) 相談分野

2 相談内容等

相談内容・アドバイスの内容等、詳細

備考

3 実施年月日・場所・実施内容・確認

回数	年月日	場所	実施内容	確認
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				